

ベトナム市場

出品時の規制・認証・販売上の留意点(品目別まとめ)

第1部:ベトナム輸出に必要な認証・規制(ないと輸出できないもの)

家庭用品・日用品

- ・食品と接触する製品(例:調理器具、食器、保存容器など)は「食品安全法」の対象となる
 - ・プラスチック製、金属製などの素材ごとにベトナム国家規格(QCVN)に基づく検査証明が必要
 - ・検疫局などを通じた輸入申告時に、安全性データ(例:溶出試験データ、素材証明)を求められる場合あり
 - ・食品接触以外の雑貨(洗剤、清掃用品など)でも、成分に応じて化学品管理法や環境保護法の適用があることも
- 家庭用品・日用品についての要点は、2025年7月時点におけるベトナムの現行法令および最新通知。

特に、食品接触材料は Law on Food Safety No. 55/2010/QH12 および Circular 28/2012/TT-BKHCHN(QCVN 技術基準)に基づき、輸入時に試験データや認証の提出が求められ、洗剤等の化学品は Law on Chemicals No. 06/2007/QH12 や、2025年施行予定の改正法(Law No. 65/2025/QH15)により、SDS 整備・GHS 分類表示・登録義務が適用されつつあります。

出典:

eurofins.vn+1gpcgateway.com+1UL Solutions reach24h.com
chemical.chemlinked.comgpcgateway.com

化粧品・トイレットリー

- ・化粧品をベトナムで流通させるには、輸入者が保健省へ「化粧品通知」(Product Notification)を提出し、承認を得る必要がある
 - ・成分規制は ASEAN 化粧品指令に準拠。含有禁止成分、使用制限成分などへの確認が必要
 - ・製品ラベルはベトナム語での表示が必須(内容:成分、使用方法、製造・輸入者情報など)
- 記載されている化粧品・トイレットリーの留意点は、2025年7月時点においても最新の規制制度および直近の改正案(Circular 34/2025 導入予定)。

出典:

GREEN NRJ+1GREEN NRJ+1cirs-group.com+3Tilleke & Gibbins+3Tilleke & Gibbins+3 Facebook+3GREEN NRJ+3GREEN NRJ+3 Facebook+7medgate.vn+7GREEN NRJ+7

健康関連製品

- ・サプリメント・健康食品は「機能性食品」として食品安全局(VFA)に事前登録が必要
- ・内容成分に医薬品的効能があると判断されると、医薬品扱いになり、より厳格な審査対象になる可能性がある

- ・規制成分(動物由来、化学物質など)を含む場合は、追加の検疫・成分証明が求められる

→記載されている要件は、2025年7月時点のベトナム現行制度および運用動向。動物由来素材や特定化学物質が含まれる場合、Circular 12/2024/QCVN 20-1:2024/BYT (2024年7月公布、2025年8月施行)に基づき、重金属・微生物限界値の検査や追加書類の提出が求められるケースがあります。

出典:

[Vietnam+15GREEN NRJ+15Tilleke & Gibbins+1Tilleke & Gibbins+1vietlabo.comInCorp Vietnam](#)
[tilleke.com](#)

第 2 部:継続出品のための制度・規制

※「★」はテストマーケティングでは原則不要だが、継続出品において必須となる制度・規制

家庭用品・日用品

- ・★ベトナム国家規格(QCVN など)に準拠した素材別の試験結果の提示
- ・★輸入申告時に必要な技術書類・成分証明・原産地証明の整備
- ・★食品接触製品には耐熱性・溶出試験などの安全性証明が必要になるケースが多い

→記載された★要件の内容は、2025 年 7 月時点のベトナム現行制度。特に、食品接触製品に関しては QCVN 12-X シリーズ等による国家規格に基づく溶出試験と自己適合宣言が輸入時に必要です。

productcomplianceinstitute.com+6eurofins.vn+6SGSCorp+6

また、輸入申告では STAMEQ-認定機関による成分証明・原産地証明の提出や、耐熱・溶出テスト報告書の整備が商習慣として定着しています。

出典:

[ChemLinked FoodSGSCorp](http://ChemLinkedFoodSGSCorp)

eurofins.vn+2Trade.gov+2productcomplianceinstitute.com+2

化粧品・トイレットリー

- ・★保健省への化粧品通知(Product Notification)手続き
- ・★成分表や MSDS(製品安全データシート)の整備
- ・★正規輸入者情報およびベトナム語ラベルの表示徹底

→記載されている留意点は、2025 年 7 月現在施行中の Circular 06/2011/TT-BYT と、同年 7 月 3 日に発行・2025 年 8 月 18 日発効の Circular 34/2025/TT-BYT

出典:

www.personalcareinsights.com+13Tilleke & Gibbins+13Mondaq+13Facebook+2LinkedIn+2Mondaq+2

医薬部外品・健康関連製品

- ・★食品安全局(VFA)での製品登録・通知の実施(サプリ・健康食品など)
- ・★SDS(安全性データシート)、使用上の注意、摂取量のベトナム語表示
- ・★機能性・効果表現は制限されるため、表示・広告の内容に注意

→2025 年 7 月時点において現行の法令・制度および最新の運用動向。

出典:

vietnam.incorp.asia/guide-health-supplements-registration

vietnam.incorp.asia, medgate.vn

gpcgateway.com, cirs-reach.com

第3部:ベトナム市場で売るときのコツ・商習慣(日本との違い)

- 品質重視だが価格への敏感さも高いため、「コスパの良さ」を強調するのが有効
- ベトナム語の正確な表示・ラベルが求められる。誤訳はクレームや販売停止につながるリスクあり
- 「日本製」ブランドは人気だが、それだけで売れる時代ではなくなっており、効果・実績・口コミの提示が重要
- SNS・口コミ・ライブコマースが非常に影響力を持つため、現地パートナーとのPR連携が効果的
- 贈答用文化もあるため、見栄えの良いパッケージやセット売りが好まれる
- オーガニック、ナチュラル、無添加といったキーワードに関心が高まっているが、根拠の提示が求められる

→2025年7月時点の消費者行動およびEC/ソーシャルコマースの実務運用。

出典:

[Cimigo 2025 consumer trends](#)

[Vietnam Briefing beauty sector](#)

[ResearchAndMarkets 2025 social commerce report](#)

[Wikipedia, Southeast Asia e-commerce](#)